

公益財団法人福島県下水道公社役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県下水道公社（以下「公社」という。）定款（以下「定款」という。）第13条及び第26条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び費用の支給の基準、その他支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第20条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、報酬、期末手当及び寒冷地手当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、定款第13条第1項の規定に基づき、評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 前項に定める報酬等は、一人あたり日額8,800円、年額20万円を超えない範囲とする。

ただし、評議員が公務員（特別職及び一般職を含む）の場合には報酬等を支給しない。

3 公社は、定款第26条第1項の規定に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

4 前項に定める報酬等の額は、一人あたり年額700万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

5 公社は、定款第26条第1項の規定に基づき、非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

6 前項に定める報酬等は、一人あたり日額8,800円、年額20万円を超えない範囲とする。

ただし、非常勤役員が公務員（特別職及び一般職を含む）の場合には報酬等を支給しない。

7 評議員及び役員には、退職手当は支給しない。

8 報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等、支給に関する詳細は、公益財団法人福島県下水道公社職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

(費用)

第4条 社は、評議員及び役員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法及び支給方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第5条 社は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。